

役員（専務理事）候補者の公募について

令和4年11月1日

一般社団法人日本工業用水協会

一般社団法人日本工業用水協会（以下「当法人」という）の役員候補者を次のとおり公募します。

1 法人の概要

(1) 法人の名称

一般社団法人日本工業用水協会

(2) 代表者：代表理事（会長） 正司尚義（山口県公営企業管理者）

(3) 所在地：〒113-0034 東京都文京区湯島1丁目6番8号

(4) 事業目的及び事業内容

工業用水道事業の普及及びその健全な発達を促進するとともに、工業用水に関する知識の普及及び技術の進歩向上を図り、もってわが国産業の発展に寄与することを目的とするため、次のとおり4つの目指すべき方向性に従い、3つの事業を行う。

【目指すべき方向性】

- ① 工業用水道施設の強靱化の促進、BCP策定・改定の促進
- ② 工業用水道事業者の経営改善
- ③ デジタル技術等、広域化等、民間活用の一体的促進
- ④ 2050年カーボンニュートラルの実現、国の経済安全保障の確立に資する取組

【事業】

- ① 要望
 - ・ 工業用水に関する国会、政府等に対する要望等
- ② 研究
 - ・ 工業用水に関する調査、研究
 - ・ 見学、視察の実行及び研究会、講演会、講習会、懇談会、展示会等の開催
 - ・ 会誌その他参考図書及び資料等の作成配布
 - ・ 工業用水道用品の規格の研究及び検査
- ③ 情報共有
 - ・ 協会の広報（Webサイトの更新等）
 - ・ 会員間、関係機関との情報共有
 - ・ その他本法人の目的を達成するために必要な事業

2 公募する役員候補者の役職及び募集人員

専務理事候補者 1名

3 任期等

令和5年4月1日から専務理事候補者として勤務した後、6月に開催予定の定時総会で理事に選任され、同日の理事会で専務理事に選任されてから、令和7年6月開催予定の定時総会終結の時まで。再任をさまたげるものではない。

なお、専務理事選定までに、会員となっていることが前提。会員でない場合は、特別会員入会申込書（個人）によって理事会の承認後、理事選任手続きを総会で行い、更に理事による代表理事選定手続きを経て、専務理事（代表理事）となる。

4 主な職務内容

当法人の会長とともに代表理事を務め、会長とともに当法人を代表し、会務の総理や重要な経営方針の企画立案等の重要事項に参画し、業務を執行する。

(1) 会長、副会長を補佐し、当法人の事務局業務を統括する。

※ 事務局業務は多岐にわたり、各業務の実施時期もあるため、マネジメントが非常に重要

(2) 当法人の目的遂行のための企画・立案を行う。

(3) 当法人内外の関係者との折衝、各種調整を行う。

(4) 正副会長及び理事の意見を取りまとめ、国をはじめとする関係機関との交渉を行う。

(5) 自己の職務の状況について理事会へ報告する。

5 応募資格

次に掲げる条件を満たした個人とする。

(1) 心身ともに健康で、当法人の目的、事業内容、事業環境及び財務状況を理解の上、工業用水道業界全体の発展に資するよう事務局を運営していくという強い意欲を持ち、役員としての任務を的確に遂行する十分な能力を有する者

(2) 工業用水道事業及び当法人の目指すべき方向性の達成に向けた熱意や行動力のある者

(3) 一般企業や行政等において、リーダーとしてのマネジメント経験があり、その能力を有する者

(4) 組織内外の関係者と円滑な調整、折衝を行うことができる者

(5) 中立性・公平性を保ち、倫理観を持って、業務を遂行する資質を有する者

(6) 工業用水道事業に関して、正確かつ豊富な知識を有する者

(7) 基本的なパソコン操作ができる者

(8) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者

(9) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していない者

(10) 禁固以上の刑に処せられた場合、その執行を終えている者又はその執行を受けることがなくなった者

(11) 常勤の役員として、当法人の業務運営に専任でき、令和5年4月1日から勤務できる者

6 勤務地・勤務時間

(1) 勤務地

東京都文京区湯島1丁目6番8号 中央自動車ビル8階
一般社団法人日本工業用水協会 事務局

(2) 勤務時間

午前9時30分～午後6時15分 休憩は正午から午後1時まで

7 休日等

土曜日、日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日まで
(職員の就業規則に準ずる)

8 報酬等

報酬は、年俸750万円を基本とする。なお、経験、能力を加味して加算もありうる。

※年俸は、月額給与×12月+年間期末手当

通勤手当、退職金は規則に沿って支給。また、報酬は理事会承認。

9 公募期間

令和4年11月1日(火)から11月30日(水)まで

10 応募方法

(1) 提出書類(日本語で記載すること。)

- ① 履歴書 学歴、取得資格、職歴等を記載し、写真(3か月以内に撮影したもの)を貼付すること。

※学歴は、義務教育終了時から年代順に記載すること。

職歴は、法人(団体)名、主な所属部課名・役職等を記載すること。

連絡用の携帯電話番号及びEメールアドレスを記載すること。

- ② 小論文(A4縦長、横書き)

「工業用水道事業の今後のあり方」をテーマに1000文字程度

- ③ 自己アピール文(A4縦長、横書き、字数自由)

業務経歴とその詳細、応募の動機、本役職に適任であるとする理由等を記載すること。

(2) 書類の提出方法

応募にあたっては、封筒の表に「役員応募」と朱書きし、郵送(簡易書留)又は持参により、11月30日(水)必着により、提出すること。

送付先：〒113-0034

東京都文京区湯島1丁目6番8号 中央自動車ビル8階

一般社団法人日本工業用水協会 事務局 宛て
(電話 03-6240-0930)

11 選考の方法

(1) 第一次選考

提出書類を基に審査し、合格者を決定する。応募者全員に対して、書類選考の結果を文書で通知する。

(2) 第二次選考

第一次選考の合格者を対象に面接を行い合否を決定する。

第二次選考の受験者に対して文書で結果を通知する。

12 その他

(1) 応募に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 応募書類や選考により取得した個人情報、選考審査のみに使用する。

(3) 応募書類は、返却しない。

(4) 選考の過程に関する質問は、受け付けない。